

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

土砂は健全であれば有益であるが、有害物質の混入があれば生活環境に影響を及ぼすことを踏まえ、埋立て等に伴う土壌の汚染を防止するため、香川県生活環境の保全に関する条例について所要の改正を行う。

1 香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年3月20日条例第1号）

○目的（第1条）

公害の防止その他の環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること

○定義（第2条）

「公害」とは、香川県環境基本条例第2条第2項に規定する公害をいう。

・香川県環境基本条例第2条第2項

「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（案）

「第2章 公害の防止等に関する規制」に

「第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策」を新設

①対象	土砂等による特定埋立て等 土砂等：土砂及びこれに混入し、又は吸着した物 特定埋立て等：3,000平方メートル以上の埋立て、盛土、一時堆積
②方法	届出制（埋立て等の実施 及び 土砂等の搬入） ※県外からの搬入と県内からの搬入の取扱いが異なる
③届出義務者	特定埋立て等（公共団体等が行うもの、非常災害のため必要な応急措置として行うもの、軽易なものを除く。）を行おうとする者
④提出書類	埋立て等実施の届出：平面図、利害関係人同意書など 土砂等の搬入の届出：県外土砂は土砂基準適合証明書など その他：浸透水水質検査結果
⑤土砂基準	29項目設定（土壌汚染に係る国の環境基準と同様）
⑥違反への対応	埋立て等の前：実施計画・搬入計画変更命令 実施中・完了後：土砂等の撤去等措置命令 命令違反等：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
⑦経過措置	改正条例施行時に現に行われている特定埋立て等につき、猶予期間（30日）経過後も継続する場合は、猶予期間内の届出が必要